

北九州市立消費生活センター

ヤング消費者トラブル情報 23号



エステの練習モデルで高収入？ オイシイバイトにご注意！

【相談事例】

昨年、バイト情報アプリにエステの練習モデルになれば高額な時給が得られると記してあり応募した。後日、サロンへ出向き脇の脱毛エステをしてもらい3千円を受け取った。他の部位の脱毛エステを勧誘されたが私は学生で親が反対していると断った。しかし親には内緒にすればよいと担当者から説明を受け、私が親の名前で同意書を記入した。審査が通るようにバイトで年収120万円を得ていると担当者の指示通り過大に申告し、45万円を分割支払で契約した。4回施術を受けたがコロナ禍でバイト収入もなくなり残債を支払えない。どうしたらよいか。(19歳 女性)

●「簡単に稼げる」「気軽に始められる」と強調するインターネット広告やSNSの情報を安易に信じないようにしましょう。

・ラクして稼げるオイシイバイトには裏があるのではないかと冷静に検討しましょう。

●2022年4月1日に成年年齢は18歳に引き下げられました。

- ・成年になれば契約を結ぶかどうかを決めるのも自分なら、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。
- ・成年年齢に達していても未成年者の時に交わした契約は未成年者取消が可能です。一方で未成年者取消は現に利益を受けている限度で返還義務が生じます。

●エステ契約は特定継続的役務提供に該当するので中途解約ができる可能性があります。

●安易に借金をして高額な契約をしないようにしましょう。

- ・将来、自然災害や疫病のまん延などで計画通りに収入を得られない可能性もあります。
- ・お金を借りて買うような場合は返せる範囲で借りるようにし、余裕のある金銭管理をしましょう。

●困った時や不安なときは消費生活センターにご相談ください。



まもりん

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】 ☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】 ☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所コムシティ4F】 ☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口でのご相談については、
戸畑相談窓口☎861-0999へご相談ください。

消費者ホットライン☎188（あなたの地域の消費生活センターにつながります。）



みもりん